

○多古町政治倫理条例

(平成 22 年多古町条例第 6 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる町長、副町長、教育長（以下「町長等」という。）及び町議会議員（以下「議員」という。）が、町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、清潔かつ公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(町長等及び議員の責務)

第 2 条 町長等及び議員は、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 町長等及び議員は、品位と名誉を損なうような行為又は自己の地位による影響力を不正に行使することによっていかなる経済的利益も授受してはならない。

3 町長等及び議員は、政治倫理に違反する事実があるとの疑惑をもたれた場合は、第 7 条に定める政治倫理審査会に出席し、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、自らも町政を担い公共の利益を実現する責務を有することを自覚し、自己の利益を図る目的をもって町長等及び議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(請負契約等の辞退)

第 4 条 町長等及び議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条及び 180 条の 5 の規定の趣旨を尊重し、町（町が 50%以上出資している法人を含む）が行なう工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

2 前項に規定する「実質的に経営に携わっている企業」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 町長等及び議員が資本金その他これに準ずるものの 3 分の 1 以上を出資している企業

(2) 町長等及び議員が年額 300 万円以上の報酬（顧問料等その他名目を問わない。）を収受している企業

(3) 町長等及び議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業

3 前 2 項の規定に該当する町長等及び議員は、町民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係企業の請負等の辞退届を提出しなければならない。

- 4 前項の辞退届は、町長等及び議員の任期開始の日から 30 日以内に、町長等にあつては町長に、議員にあつては議長に提出するものとする。
- 5 議長は、議員に係る辞退届が提出されたときは、その写しを速やかに町長に送付しなければならない。
- 6 町長は辞退届の提出状況を公表するものとする。

(税等の納付状況報告書の提出)

第 5 条 町長等及び議員は、次の各号に掲げる税等の納付状況を記載した報告書（以下「納付状況報告書」という。）を毎年 5 月 1 日から同月 31 日までの間に、町長等にあつては町長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

- (1) 多古町に係る町県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税の前年度分
- (2) 多古町に係る水道使用料、集落排水使用料及び介護保険料並びに後期高齢者医療保険料の前年度分

- 2 前項に規定される納付状況報告書には、納付状況のわかる証明書類を添付しなければならない。
- 3 議長は、議員に係る納付状況報告書が提出されたときは、その写しを速やかに町長に送付しなければならない。

(納付状況報告書の公表)

第 6 条 町長は、前条の規定により提出された町長等及び議員の納付状況報告書を毎年 6 月 15 日までに町民に公表するものとする。ただし、証明書類は対象としない。

- 2 町民は公表により知り得たことを、この条例の目的に沿うよう適正に利用しなければならない。

(政治倫理審査会の設置)

第 7 条 政治倫理確立に関する必要な事項を調査するため、法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき多古町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員は、次の各号に掲げる者を町長が議長の意見を聞き委嘱する。
 - (1) 審査会が行う職務に関し弁護士等専門的知識を有する者 2 名
 - (2) 法第 18 条に規定する選挙権を有する町民 5 名
- 3 審査会の委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は任期が満了した場合においても後任の委員が選任されるまでの間その職務を行うものとする。
- 4 審査会の会議は公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた場合も同様とする。

(審査会の職務)

第8条 審査会は次に掲げる職務を行う。

- (1) 町民の調査請求について必要な調査を行い、意見書を町長に提出すること。
- (2) 説明会の開催について意見書を町長に提出すること。
- (3) その他この条例による政治倫理の確立を図るため、町長の諮問を受けた事項について調査、答申、勧告をし、又は建議すること。

(町民の調査請求)

第9条 町民は、次の各号に掲げる事由があるときは、これを証する資料を添えて、法第18条に定める選挙権を有する者100分の1以上の連署とともに文書で、町長等に係るものにあつては町長に、議員に係るものにあつては議長に調査を請求することができる。

- (1) 政治倫理に違反する疑いがあるとき。
- (2) 請負契約等の辞退に違反する疑いがあるとき。
- (3) 納付状況報告書に疑義があるとき。

2 前項に規定する調査請求があつたときは、町長等に係るものにあつては町長から議長に、議員に係るものにあつては議長から町長に、調査請求書（添付資料を含む。）の写しを速やかに送付しなければならない。

3 町長は、町長等又は議員に関わる調査請求書の写しを速やかに審査会に提出し、調査を求めなければならない。

4 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、調査を求められた日から60日以内に調査結果について意見書を作成し、町長に提出しなければならない。

5 町長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、請求者及び議長に対し、その写しを速やかに送付するとともに、町民に公表しなければならない。

(起訴後の説明会)

第10条 町長等及び議員が、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの各条及び第198条に定める罪並びに公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に定める罪、その他職務に関する犯罪の容疑による起訴後、引き続きその職にとどまろうとするときは、町長等にあつては町長に、議員にあつては議長に、町民に対する説明会の開催を求めなければならない。この場合において、当該町長等及び議員は説明会に出席し釈明しなければならない。

2 町民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、法第18条に定める選挙権を有する者50人以上の連署をもって説明会の開催を請求することができる。

3 前項の規定による請求は、起訴された日から50日以内に、町長等に係るものにあつては町長に、議員に係るものにあつては議長に対し行うものとする。

4 議長は、前項の議員に係る説明会の開催請求があつたときは、開催請求書を速やかに町長に送付しなければならない。

5 町長は、説明会開催の適否についてあらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(適用日)

2 第 4 条第 4 項の規定は、町長及び議員にあつては本条例の施行日以後行われる町長選挙及び町議会議員一般選挙から適用し、副町長及び教育長にあつては施行日以後に始まる任期から適用する。